平成２４年（フ）第２１２８号
横浜市栄区元大橋２丁目20番８号
債務者　町山　博幸
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０９１号
東京都清瀬市元町２丁目４番17号ジュネス元町101号
債務者　清水　真美
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月31日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４号
鹿児島県南九州市頴娃町別府1460番地３
破産者　福留真由美
1　決定年月日　平成24年11月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第８６５号
埼玉県新座市新座２丁目８番17号
破産者　奥　　徳隆
1　決定年月日　平成24年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３９５号
札幌市西区発寒３条３丁目２番10号　コーポ竹澤Ｎｏ．４―101号
破産者　廣田　千春（旧姓宇山）
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４９号
山形市飯田３丁目８番31―１号
破産者　中村とき子
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５８５号
愛知県あま市七宝町鯰橋８丁目13番地３
破産者　牛田　清高
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１４号
神戸市垂水区千鳥が丘１丁目９番15号、従前の住所神戸市東灘区住吉本町１丁目18番22―712号
破産者　河野　　雄
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９１２号
兵庫県西宮市甲子園網引町４番６―302号、開始決定時の住所兵庫県西宮市西宮浜４丁目９番２―105号
破産者　新宅　　洋
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３３２号
兵庫県赤穂市新田６番地　浮田アパート５
破産者　前田　篤美
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３１８号
北九州市小倉南区蒲生４丁目５番６―805号
破産者　岸田比呂志
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１２６号
熊本市中央区八王寺町29番15号
破産者　長木　信一
1　決定年月日　平成24年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１４４号
山梨県甲府市下飯田３丁目９番28号
破産者　金丸　和幸
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５９４号
静岡県焼津市八楠２丁目26番地の14、開始決定時の住所静岡県島田市大津通３番の２
破産者　酒井　好子
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８４号
静岡市清水区上原２丁目４番17号、旧住所静岡市清水区三保3493番地の９
破産者　臼井　孝志
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８５号
静岡市清水区上原２丁目４番17号、旧住所静岡市清水区三保3493番地の９
破産者　臼井　英代
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２３号
愛知県稲沢市朝府町７番１―306号
破産者　伊藤　克敏
1　決定年月日　平成24年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部